

市民活動室を**利用できない行為・活動等**の一例 ～利用に当たっては例をご覧の上でご判断ください～

区分	該当する利用の例
商談や契約、販売行為等	<ul style="list-style-type: none"> ・セールス ・保険の勧誘 ・営利を目的とした団体（企業等）の打ち合わせ等
入場料や参加費等を徴収する講座、集会、講演会等	<ul style="list-style-type: none"> ・入場料や参加費を集める講座等 <p>※テキスト代相当のみを徴収するものは除く</p>
周囲や施設に迷惑や悪影響を及ぼすと思われる講座、集会、講演会等	<ul style="list-style-type: none"> ・他のスペースの利用者の妨害 ・スペースが足りないほどの大人数での利用 ・大きな音を発する活動（歌唱、楽器演奏、ダンス、音響機器を使用した集会、大音量で音楽を流す等） ・市民活動団体が人を集め、人数がどのくらい来るか分からないイベント（相談会、談話など）等
公職にある人及び公職の候補者（公職への立候補を表明した人を含む。）並びに特定の政党の利害に係る行為	<ul style="list-style-type: none"> ・公職にある人（議員、首長）による活動（市政等報告会、声を聞く会等） ・〇〇君を励ます会、〇〇党の勉強会 ・特定の政党や候補者（立候補表明者含む）による活動やそれを支持する市民の集会等
特定の宗教の利害に関する活動目的の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・宗教勧誘 ・勧誘を目的とした集会 ・住職等を講師とした集会

※その他、単なる雑談や談笑、休憩などを目的とした利用はお控えください。